

社会福祉法人湯野福社会役員等報酬取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員等報酬の取り扱いに関して定め、湯野福社会事業所の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、湯野福社会の理事、評議員及び監事等のことをいう。

(報酬額等)

第3条 理事会に出席した役員等に対しては、無報酬とする。

2 役員等の出張旅費については、「湯野福社会役職員旅費規程」に準じて取り扱うこととする。

(その他)

第4条 本規程に定めない関連事項については、理事会に協議して決定する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から一部改正し適用する。